現場説明書

- 1. 委託業務の名称 福島国営追悼・祈念施設(仮称)管理棟外(24)設計その2業務
- 2. 現場説明に対する質問及び回答について

(1) 質問書提出期限

見積依頼日の翌日の9時00分から、令和6年5月22日(水)16時00分まで

(2) 質問書提出場所

電子入札システムにより行うものとする。ただし、発注者の承諾を得て紙入札によるものは、書面(A4版・様式自由)により東北地方整備局東北国営公園事務所総務課へ提出。

(3) 回答日時

令和6年5月24日(金)までに、電子入札システムによる質問に対する回答は電子入札システムにより行い、紙入札方式による質問に対しては、質問者に書面で回答する。

3. (6) 全文削除

3. 一般的事項について

- (1) この業務の入札(又は見積)にあたっては、入札公告(入札説明書を含む)、指名通知書(又は見積依頼書)、図面、仕様書、東北地方整備局競争契約入札心得(又は東北地方整備局随意契約見積心得)、建築設計業務委託契約書案及びこの現場説明書等をよく確認のうえ、入札書(又は見積書)を提出するものとする。
- (2) この業務の入札(又は見積)にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 落札者は、建築設計業務委託契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
- [注] イ 保管金領収証書は、「日本銀行青葉通代理店(七十七銀行本店)」に契約保 証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
 - ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北地方整備局東北国営公園事務所 歳 入歳出外現金出納官吏 総務課長 芳賀 俊文」と記載するように申し込むこ と。
 - ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて は、契約担当官等の指示に従うこと。
 - 二 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、 会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契 約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金の払 渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金に代わる担保としての振替国債(利付国債に限る。)に係る政府担保振 替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称並びに記号、利息の支払期並びに 償還期限を確認するために必要な資料(提供しようとする振替国債の口座がある銀行 ・証券会社等で作成されたもの)
 - [注] イ 政府担保振替国債提供書は契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を 記載し提出すること。
 - ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「東北地方整備局 有価証券取扱 主任官 総務部会計課 国土交通事務官 荒 卓彦」と記載するように申し込 むこと。
 - ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取り扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - 二 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、振替国債は、会計法 第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証 金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府担保振

替国債払渡請求書を提出すること。

- ③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証にかかる保証書
- [注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、 預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に 規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合 会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同 組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組 合とする(以下「銀行等」という。) 又は公共工事の前払金保証事業に関する法 律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下 「金融機関等」と総称する。)とする。
 - ロ 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北地方整備局東北国 営公園事務所長 澤田 大介」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 保証債務の内容は建築設計業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害 金の支払いであること。
 - 二 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、建築設計業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
 - へ 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
 - ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとすること。
 - チ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更 する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払 われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、 違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- ④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- [注] イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他の財務大臣の指定する金融機関(以下「保険会社等」という。)が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北地 方整備局東北国営公園事務所長 澤田 大介」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 証券上の主契約の内容としての契約名の欄には、建築設計業務委託契約書に 記載される委託業務の名称が記載されるよう申し込むこと。
 - ニ 保証金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。
 - ホ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - へ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更 する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

- ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- [注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ハ 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北地方整備局東北 国営公園事務所長 澤田 大介」と記載するように申し込むこと。
 - ニ 証券上の主契約の内容としての契約名の欄には、建築設計業務委託契約書に 記載される委託業務の名称が記載されるよう申し込むこと。
 - ホ 保険金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。
 - へ 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - ト 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保険金額又は保険期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (4) (3)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保 険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する 履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織 を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金 融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合に おいて、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合においては、契約情報及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

- ※電子証書等 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって は認識することができない方式で作られる記録であって、電子計 算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に より発行された保証書又は証券をいう。
- ※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。
- ※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパ スワードをいう。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

- (5) (3)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により建築設計業務委託契約書の作成を省略することができる建築設計業務委託契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- (6) 前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧 サービス上にアップロードされた電子証書(電磁的記録により発行された保証証書 をいう。以下同じ。)を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当 官等に提供し、契約担当官等は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子 証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報につい て可能な限り電子契約システムを介して提供すること。
- (7) 落札後は、入札心得(又は見積心得)、仕様書、図面、契約書案及び現場等について不明を理由としての異議申し立てをすることはできませんから入札前に十分究明して下さい。
- (8) この業務の主任調査員は、建設専門官の予定です。
- (9) 特記仕様書の外に提示する「参考資料」及び「金額を記載しない設計書」は、現場 説明参加業者の迅速な見積りに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じ させるものではないことに留意して下さい。

4. 契約書

(1) 第15条関係

第5項の「設計仕様書に定めるもの」とは次の書類とする。

- イ. 前払金支払請求書
- ロ. 前払金の保証契約に係る保証証書
- ハ. 調査(監督)職員の確認を経て電子契約システムにより提出された書類
- (2) 第26条関係

本条を適用する場合は、詳細な裏付資料を必要とします。

- (3) 第41条関係
- 一 各会計年度における業務委託料の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

年度%年度%年度%

二 各会計年度の業務委託料の支払限度額及び履行高予定額は、契約書を作成するときまでに通知する。

5. 全文削除

6. (2) 全文削除

(4) 第42条関係

前金払の条件は次のとおりとする。

- イ. 各会計年度前金払を行う。
- ロ. 初年度は前金払を行わない。
- ハ. 初年度に第2年度分を含め前金払を行う。

5. 落札者の決定等について

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)の基準がある。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査のうえ、その結果を後日通知する。
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- ★新工業準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。

6. 落札者の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第98条で準用する予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第86条の調査を行うものとする。

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 東北地方整備局が発注する業務(以下「発注業務」という。)において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
 - また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じるこ

とがあること。

(4) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。